

平成25年11月15日

公共下水道（雨水）の利用について

日頃、本市下水道行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

従来、合流地区の雨水接続については標準浸透マスの設置等を指導してまいりましたが、近年の集中豪雨化などに、より適切に対応していくために指定店各位におきまして、平成26年1月1日より確認申請を行う公共下水道（雨水）地区の雨水接続に関しては、下記のとおりの施工をお願いいたします。

記

〈設置基準〉

敷地面積	自己用住宅	自己用住宅以外
500m ² 未満	4つ以上の一般浸透マスを設置し、最下流に <u>標準浸透マスを1つ以上</u> 設置すること。	原則として <u>標準浸透マスのみ(4つ以上)</u> を設置し、かつ適切な溢水対策をすること。
1000m ² 未満		原則として <u>標準浸透マスのみ(8つ以上)</u> を設置し、かつ適切な溢水対策をすること。
大規模開発又は 1000m ² 以上		個別協議

〈申請時の注意点〉

- 排水設備計画確認申請書を作成する際は、事前に別紙にて協議をお願いします。
- 排水設備計画確認申請書の平面図には標準浸透マスの表記をお願いします。
- 排水設備等工事完了届提出の際は、標準浸透マス設置施工中・施工後の写真添付をお願いします。
- 溢水対策**とは、雨水が宅外へ流出するのを防ぐための対策であり、標準浸透マスに向かって室内の勾配をつけることや、道路との境界にグレーチングを設置する等の方法があります。
- マス間や勾配等については汚水同様、排水設備の設置基準を満たすようにお願いします。
- 合流地区の雨水接続に関しては、汚水と雨水は別系統で配管し、公共マスまたはひとつ手前のマスで合流させ、汚水の逆流防止及び防臭対策をお願いします。
- 雨水流出量計算を行い、雨水調整の必要がないことを示した場合は、この限りではありません。

〒310-8610 水戸市中央1-4-1

下水道管理課 普及指導係

029-224-1111 (内442,444)